

議案第16号

小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年小松島市条例第53号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年3月3日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例

小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年  
小松島市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1中10の項を11の項とし，9の項を10の項とし，8の項を9の  
項とし，7の項の次に次のように加える。

8 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2に次のように加える。

22 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報，障がい者関係情報，地方税関係情報，介護保険給付等関係情報，中国残留邦人等支援給付等関係情報，児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報，児童扶養手当関係情報，母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報，国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報，特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報，母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情
-------	---	---

		報，障害者自立支援給付関係情報，医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報又は小松島市営住宅条例による市営住宅の家賃に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	--

別表第3中4の項を5の項とし，1の項から3の項までを1項ずつ繰り下げ，2の項の前に次のように加える。

1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
------	---	-------	--

#### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。